外来種ってなに

外来種とは

・もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって、他の地域から入ってきた生物のことを言います。
・外来種は、国外から入ってくるものだけではありません。日本国内であっても、もともといなかった地域に入ってきた生物を、国内由来の外来種と呼んでいます。

外来種はどのようにやってくるのでしょう

・ペットの持ち込みや産業に利用するなど、人間が意図的に持ち込んだ生物のほかに、国外からの荷物にまぎれこんで入ってくる外来種もいます。

カミツキガメ㊤

カミツキガメはペットとして国外から持ち込まれましたが、人間が放した個体が一部の地域では繁殖しています。臆病な性格ですが、かまれると大けがをする危険があります。新潟市内でもこれまで数回確認されています。

セアカゴケグモ㊤

セアカゴケグモは毒をもっているクモですが、もともとは日本にいなかったクモで、1995年(平成7年)に大阪府で確認されてから各地に広まりました。日本には、国外からの荷物にまぎれこんで入ってきたものと考えられています。新潟市内では2回確認されています。

生物を移動させることによって外来種の問題が発生する恐れがあります

外来種の中でも、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼす種類のことを「侵略的外来種」といいます。

「特定外来生物」を知っていますか？

特定外来生物とは

侵略的外来種のうち、地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりするものを「特定外来生物」として国が指定しています。

外来生物法とは

2005年(平成17年)6月1日施行

特定外来生物の飼育、栽培、運搬または保管および輸入その他の取り扱いを制限するとともに、特定外来生物を駆除したり、被害を少なく抑えたりする防除について定められています。

特定外来生物に関する禁止行為

「飼育・栽培」、「運搬」、「保管」、「輸入」、「野外に放つ・植える・蒔く」、「許可を受けていない譲渡・引き渡し」が法律で原則禁止されています。違反した場合は、個人の場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科されます。法人の場合は1億円以下の罰金が科されます。